

このような道路の使い方は禁止されています

～道路はみんなのもので。安全で快適に通行できるようにしましょう～



基準に合わない物件



のぼり旗・商品の山積み



置看板



自動販売機・エアコン室外機等

安全・安心・快適な 道路をめざして



本市では、安全で安心な快適な道路づくりのため、道路法に基づいて日々、パトロールによる巡回指導を行ない道路利用の適正化を進めています。

基本的に道路上に物を置くことはできません。

しかし、やむを得ず道路上にはみ出して設置する場合は、道路管理者から道路占用許可を受けていただき、条例で定められた道路占用料を納めていただく必要があります。

宮崎市 宮崎北警察署 宮崎南警察署 高岡警察署

問合わせ先

事務所名	担当課	所在地・電話番号
宮崎市役所	建設部・用地管理課	〒 880-8505 宮崎市橋通西 1-1-1 0985-21-1805 (直通)
佐土原総合支所	建設課	〒 880-0297 宮崎市佐土原町下田島 20660 0985-73-1189 (直通)
田野総合支所	建設課	〒 889-1795 宮崎市田野町甲 2818 0985-86-1115 (直通)
高岡総合支所	建設課	〒 880-2292 宮崎市高岡町内山 2887 0985-82-1115 (直通)
清武総合支所	建設課	〒 889-1696 宮崎市清武町西新町 1-1 0985-85-1106 (直通)



MIYAZAKI CITY

道路を大切に作る心が
まちの美化につながります。



個人でつける看板や日よけのほか、公共の施設である電柱や信号機、地下に埋設してある水道等も、道路空間を利用する場合は、すべて「占有許可」が必要です。

道路法第32条 (道路占有の許可)

道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならない。

道路法第39条 (占有料の徴収)

道路の占有については、占有料を納入する。

関連してこんな法律があります

屋外広告物条例

(景観課)
一定面積を超える屋外広告物を設置する場合は、市の許可が必要

景観条例

(景観課)
高さが4.0m以上、又は表面積の合計が20.0㎡以上の屋外広告物を設置する場合は、市に届出が必要

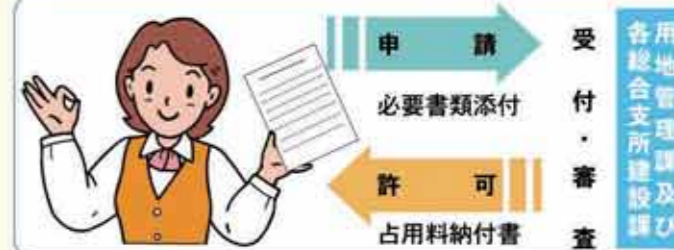
建築基準法施行令

(建築指導課)
高さが4.0mを超える工作物を建築、修繕、模様替える場合は、市の確認が必要

道路に看板等を設置する場合は 占有許可の手続きが必要です



申請手続きは次のように



*有料の場合は許可書と共に、納付書をお渡ししますので、納付期限内に最寄りの金融機関等で占有料をお支払い下さい。

申請書には、次の事項を記入してください。

- 1 申請者の住所・氏名・電話番号
- 2 占有物件の名称・規模
- 3 占有物件の所在地
- 4 添付書類 (位置図・平面図・立面図・写真・その他)

※申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

◎許可内容に変更があった場合はご連絡下さい。

(変更等の手続きが必要です)

- ・増設 (形状の変更) や移転の場合
- ・撤去や住所変更等の場合

※撤去の連絡がない場合は占有料が請求されることになります。

◎看板・日よけは1年更新です。

- ・占有期間満了前に更新手続きの用紙が郵送されます。
- 必ず手続きをお願いします。

このような法律の規則もあります。

(罰則等) 道路法 第102条

本市の許可を受けずに物件を設置した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

(過料) 宮崎市道路占有料条例第8条

故意に申請を怠り、占有料の支払いを免れた場合には、支払いを免れた金額の5倍相当 (5万円に満たない場合は5万円) の過料を科されることがあります。

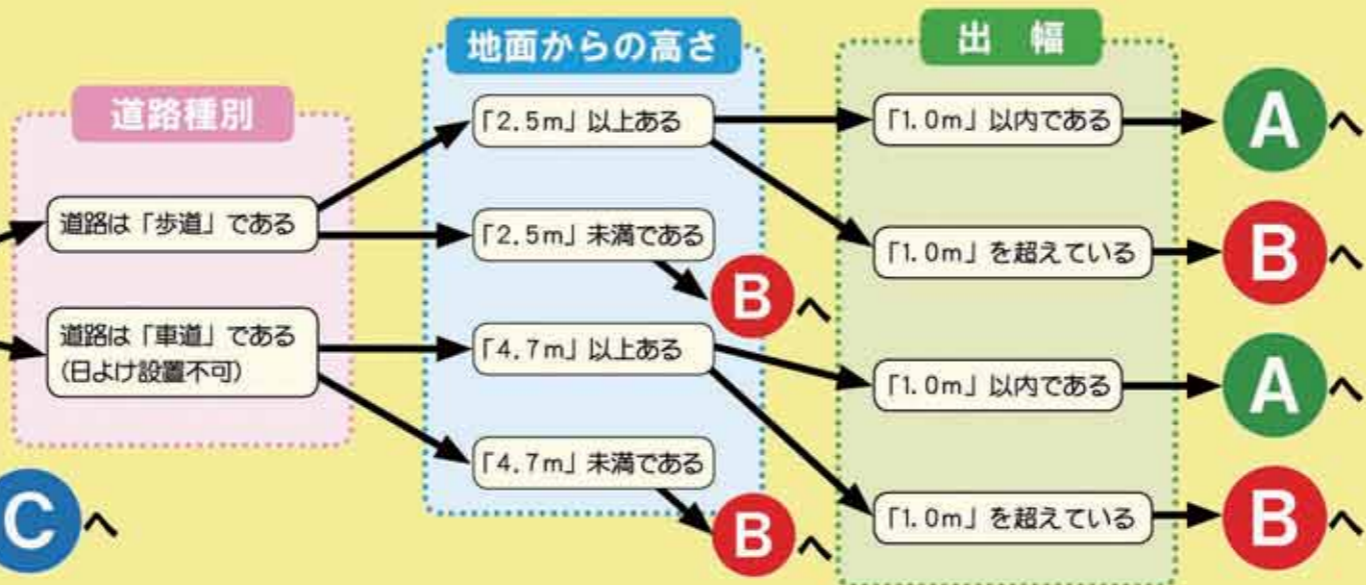
看板・日よけをお持ちの方
お確かめ下さい!

あなたの看板は、
どれになりますか?

看板・日よけがある

道路に出ている

道路に出ていない



どうしたらいいの?

- A** 適正な看板・日よけです。
「申請」の手続きをお願いします。
- B** 設置できません。
「改善」をお願いします。
基準に合うよう作り変え → Aへ
敷地内へ収める・撤去する → Cへ
- C** 「道路占有」ではありませんので、
占有の手続きは不要です。

◎詳しくは、裏面担当課へお問い合わせください。